

役員選出（会長、副会長）

（※甲斐市総合計画審議会条例第5条）

役職	氏名
会 長	
副会長	

【案 件】

(1) 第2次甲斐市総合計画について

1 総合計画の名称

計画の名称は、「第2次甲斐市総合計画」とする。

2 総合計画の根拠

■甲斐市まちづくり基本条例

第6章 市政運営の基本方針

(まちづくりの方針策定)

第15条 市は、市政推進の取組を示したまちづくりの方針となる基本構想を議会の議決を経て策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行うものとします。

3 総合計画の構成

「基本構想」と「基本計画」の二層構成とする。

※第1次甲斐市総合計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構成であったが、「実施計画」を廃止して簡素化・効率化を図る。

なお、実施計画については、事務事業評価書・概算予算要求書（中長期財政計画資料）を併用する。

(1) 基本構想

「基本構想」は、市政運営の基本理念となる地域の経営方針に基づき、目指すべき市の将来像や基本目標を設定し、これを実現するための政策・施策体系などを示すものとする。

計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を目標年次とする10年間とする。

(2) 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像を実現するために今後計画的に進めていくべき政策・施策や事業の方向を示すものとする。

計画期間は、社会経済情勢の変化に的確に対応するため前期と後期に分ける。

前期計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、目標年次を平成32年度（2020年度）とする。

後期計画は平成33年度（2021年度）を初年度とし、目標年次を平成37年度（2025年度）とする。なお、平成32年度に前期計画の評価・検証などを実施し、後期計画を策定する。

4 総合計画の策定体制

第2次甲斐市総合計画の策定体制については、以下のとおりとする。

(1) 庁内検討組織

①甲斐市総合計画策定本部

総合計画の策定に関し、全庁的な合意形成及び効率的な連絡調整を図るため、甲斐市総合計画策定本部を設置する。

組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（部長職）をもって組織する。

②甲斐市総合計画策定部会

本部長が必要と認めるときは、本部に政策に応じた部会（課長）を置くことができる。

③甲斐市総合計画作業部会

部会での具体的な事項の調査及び検討を行うため、所属の係長又は担当者をもって組織する作業部会を置く。

(2) 甲斐市総合計画審議会

総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として甲斐市総合計画審議会を置く。

審議会は、①地域住民代表、②関係団体の役職員、③識見を有する者、（地方版総合戦略の策定も踏まえ、産官学金労言等で構成）④公募市民の30人以内で組織する。

(3) 市議会

甲斐市まちづくり基本条例第15条に基づき議会の議決を経て基本構想を定める。

5 総合計画策定の前提

第2次甲斐市総合計画の策定については、現状・課題や市民等の意識を的確に把握し、計画の策定資料として第2次甲斐市総合計画案を策定するものとする。

(1) 現状分析

①市の現状・課題

市の人口推計等のデータを分析するとともに、各種の部門別計画などのデータについて複合的な分析を行うことで、市の現状や課題を明らかにする。

②社会動向

今後のまちづくりに影響を及ぼす社会全体の情勢及び国の施策動向を把握する。

③第1次甲斐市総合計画の施策評価

第1次甲斐市総合計画の施策ごとに所管部署が自己評価するとともに、成果指標について、達成度の点検・評価をすることで、現状や課題を把握する。

(2) 市民意向の把握

現在の施策への満足度や今後のまちづくりのあり方などについて、市民等の意向を把握するため各種の市民参加の仕組みを取り入れる。

①市民アンケート

18歳以上の市民2,000人を対象に実施し、施策への満足度や課題を把握することを目的としたアンケートを実施する。

②企業・関係団体ヒアリング

各分野に精通している市内の団体や、市内経済活動の主要な各事業者から、現在の事業や活動をするうえでの課題や市に期待していることなどを把握するため、ヒアリングを実施する。

③市民対話集会

市民がみらいのまちづくりの夢やアイデアなどを考え、語り合う市民対話集会を開催する。

④まちづくりワークショップ (U-15)

甲斐市の未来を担う子どもたちに市の将来像などについて考えてもらい、その意見を聴取することにより、第2次総合計画へ反映と市への郷土愛を育むことを目的に実施する。

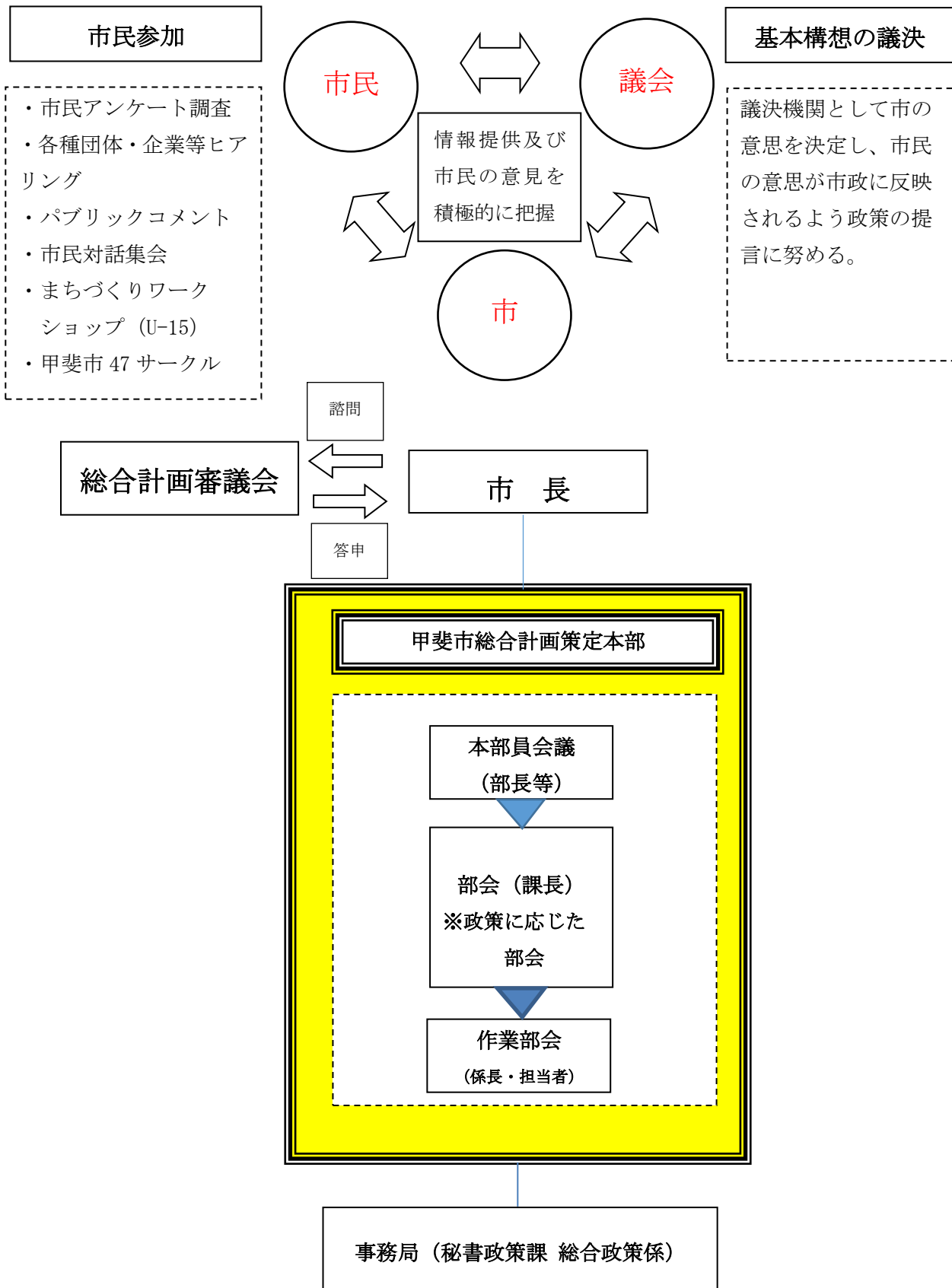
⑤甲斐市47サークル

47都道府県のどちらかに在住経験がある市民を公募し、県外の自治体の内容の把握と幅広い視点での意見聴取などにより新たなまちづくりに活かすことを目的に47都道府県代表をイメージしたワークショップ甲斐市47サークルを開催する。

⑥パブリックコメント

第2次甲斐市総合計画基本構想及び基本計画について、パブリックコメントを実施し、市民意向を把握する。

■第2次甲斐市総合計画の策定体制イメージ図



(3) 第2次甲斐市総合計画構成素案及び基本構想素案について

(別冊2)

(4) 甲斐市人口ビジョン及び甲斐市総合戦略(仮称)について

1 計画の名称

計画の名称は、「甲斐市人口ビジョン・甲斐市総合戦略」とする。

2 計画の根拠

■まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)

第10条

市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度(5年間)とする。

4 計画の策定体制

甲斐市人口ビジョン・甲斐市総合戦略については、以下のとおりとする。

(1) 庁内検討組織

第2次甲斐市総合計画の施策の一部とするため、甲斐市総合計画策定本部で検討を行う。

(2) まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会(仮称)

総合計画審議会を「まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会(仮称)」とし、意見聴取を行い、計画を策定する。